

令和5年第1回松野町議会定例会会議録 8日目

招 集 年 月 日	令和5年3月3日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和5年3月10日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1番 山崎 匡 5番 森岡 健治 2番 山田 寛二 6番 加藤 康幸 3番 安西 博文 7番 赤松 紀幸 4番 山石 恭助
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 芝 吉彦 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 久保田 忠 総 務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖 代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	臨時議長、次の両議員を指名 5番 安西 博文 6番 山石 恭助
会 期 の 決 定	—

◇ 議事日程

1 開 議 宣 言

2 諸般事項報告

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	一般質問（6番、3番）
3	承認 1	専決処分の承認について（令和4年度松野町一般会計補正予算（第7号））
4	議案 1	過疎地域持続的発展計画の変更について
5	議案 2	松野町国民健康保険条例の一部改正について
6	議案 3	松野町庁舎建設基金条例の廃止について
7	議案 4	松野町子ども・子育て会議条例の一部改正について
8	議案 5	松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
9	議案 6	松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
10	議案 7	松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
11	議案 8	松野町介護保険条例の一部改正について
12	議案 9	松野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
13	議案 10	可動式クライミングボードの設置及び管理に関する条例の制定について

1 4	議案 1 1	松野町道の路線廃止及び認定について
1 5	議案 1 2	令和4年度松野町一般会計補正予算（第8号）
1 6	議案 1 3	令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
1 7	議案 1 4	令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算（第3号）
1 8	議案 1 5	令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
1 9	議案 1 6	令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
2 0	議案 1 7	動産の買入れの変更について
2 1	議案 1 8	令和5年度松野町一般会計予算
2 2	議案 1 9	令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算
2 3	議案 2 0	令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算
2 4	議案 2 1	令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
2 5	議案 2 2	令和5年度松野町介護保険特別会計予算
2 6	議案 2 3	令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
2 7	議案 2 4	令和5年度松野町簡易水道事業会計予算

5 閉 議

6 散 会

議	長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:30)</p> <p>まず、今期定例会に関する諸報告をします。今期定例会に提出される案件は、25件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元の議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元の一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和4年11月、12月、令和5年1月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、お手元の一覧表のとおりです。</p> <p>御確認をお願いします。</p>
議	長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番安西博文議員、6番山石恭助議員を指名します。</p>
議	長	<p>日程第2 これより一般質問を行います。</p> <p>通告1番山石恭助議員の質問を許します。</p>
6番山石	議	<p>「議長、6番」</p>
6番山石	長	<p>「山石議員」</p>
6番山石	議	<p>初めてのことなのでちょっと不手際もあるかと思いますが、お許しください。</p> <p>地方公共交通の現状と課題、今後の見通しについてお尋ねいたします。現在の松野町における交通手段は、コミュニティバスとタクシーしかない現状にあります。</p> <p>コミュニティバスは、一定の路線を決まった時間に走行し、手段は</p>

<p>坂本町長 議 坂本町長</p>	<p>果たしております。</p> <p>しかし、高齢者や免許証を返納されて、公共交通を利用している人は、便が少ない、待ち時間が長い、停留所までの距離が遠いので、高齢者、障害者の苦勞をしておる状況にあります。</p> <p>この状況を、町としては、交通手段の確保をどう考えておられるかお聞かせ願いたい。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、山石議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>山石議員の御質問、地域公共交通網の現況と課題、そして今後の見通しについてお答えをいたします。</p> <p>現在本町では、公共交通網の確保策として、コミュニティバスを運行しているところです。このコミュニティバスは、平成16年度に民間バス事業者が運行していた町内2路線の廃止に伴い、代替公共交通手段として運行を始めたもので、目黒循環線と蕨奥循環線の2路線を、それぞれ1日5便定時路線運行をしております。またこの運行開始に合わせまして、新規路線として、上家地線に1日3便と葛川線に1日2便の定時路線を開設し、平成29年度から令和3年度の5ヶ年平均で、年間1万407人の方が利用されております。</p> <p>また、コミュニティバスの運行以外にも、公共交通網の確保として、自動車運転免許を自主返納された65歳以上の高齢者、そして自動車運転免許の交付を受けていない65歳以上の高齢者、更に自動車を保有していない65歳以上の方に対し、令和2年度より、町内移動の公共交通対策の新たな施策として、タクシー利用時の料金の半額を助成する、高齢者外出支援事業を実施しておりまして、令和4年度には、2月末現在で116人の方が利用申請をし、1万100円のタクシーチケット6081枚が使用されております。この数字は、令和2年度に本制度を始めてから、年々数字が伸びている状況にあります。</p>
----------------------------	--

以上の2つの施策により、ライフラインの維持、また公共交通網の確保に努めているところであります。

これから、本町において今後も高齢化は進行することが予想され、それに伴い、移動手段として地域公共交通網の需要がますます高くなることが予想されます。また同時に、生活の多様化や地域の情勢変化により、住民の皆さんの移動手段のニーズも多様化してくると考えられます。したがって、当然のことながら現在運行していますコミュニティバスの運行ルートや時刻表の見直しなども必要になってくるほか、山石議員さん御指摘のとおり、便数が少ないために待ち時間が長いこと、バス停までの移動距離が長いことなどの課題もありますので、今後は、現在のコミュニティバスの定時路線運行以外の移動手段の検討も必要となってくると考えられます。

このような状況を考え、本町における多様な移動手段の需要に応え、本町の実情に沿った住民の皆様が使いやすい、地域公共交通網を作り上げるために必要となる事項を協議するために、交通事業者や地域の関係者、専門家等で構成する松野町地域公共交通会議を設置したところであります。

この協議会において、これまでコミュニティバスの運行状況や、先ほど御紹介した高齢者外出支援事業の実施状況の検証、公共交通に関する住民アンケートの実施や、新たに取り組む松野町地域公共交通計画の策定に向けての審議を行ったところであります。

この地域公共交通計画とは、多様化するニーズに応じた移動手段をどのように確保するのかなどをはじめ、今後想定される高齢化社会に即した地域公共交通網の在り方や、日常生活圏域におけるアクセスの維持確保について、現況の交通体系の課題を分析しながら、地域の実態に即した、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、もって、住みよいまちづくりにつなげることを目的として策定するものであります。

計画策定に当たりましては、これまでのコミュニティバスの路線や

ダイヤについての協議もさることながら、デマンドバスの運行や自動車運転免許返納者への助成、更には乗り合いタクシーの可能性、そして既存の幹線であるバス事業者の路線やJR予土線の存続と利用促進など、多くの運行方法やシステム、交通インフラがある中で、そのベストな組み合わせを探しながら、効率性と利便性のバランス等を考慮し、本町の実情に合わせた効果的な地域公共交通網の構築に向けて、調査研究を重ねて取り組んで参りたいと考えております。

また、令和5年度においては、愛媛県と松野町で連携をしまして、オンデマンド交通、いわゆる乗り合いタクシーの実証実験に取り組むこととしております。この実証実験の検証により、より実情に沿った実効性の高い地域公共交通計画の策定と、計画に沿った住民の皆様が御利用しやすい地域公共交通網を作り上げる施策が実施できるものと考えております。

私も、住民の皆様とお話をする中で、この地域公共交通網のことに大きな関心を持たれていることを感じております。住民の皆様から寄せられる御意見や御要望をしっかりと反映させながら、よりよい地域公共交通計画を練り上げ、本町の地域交通網の課題解決を図り、住民の皆様の移動ニーズにお応えできる取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

6 番 山 石
議 長

「議長、6番」
「山石議員」

6 番 山 石

今、町長からオンデマンドの計画があるということを知りましたので、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長

以上で、山石恭助議員の質問を終わります。

続いて、通告2番山崎匡議員の質問を許します。

3 番 山 崎
議 長

「議長、3番」
「山崎議員」

3 番 山 崎

私も、初めてのこういう機会ですので、不適切な発言、また言葉足らず点、数多くあると思いますがお許しをいただけたらと思います。

私、2つの質問を通告書どおりしたいと思います。

まず1つ目は、坂本町長のスローガンでもある「小さな町の大きな挑戦」のまちづくりについて、坂本町長におかれましては、2016年初当選してから2期目も中盤となり、目指していた政策、実行できたもの、また実行できなかったもの、自分なりに検証されていることと思います。小さな町の大きな挑戦と言い続けるのなら、特色ある政策、松野町独自の政策が必要ではないかと私は考えております。

新任からの政策振り返り、これが小さな町の大きな挑戦という政策の内容、また実効性について町長の意見をお聞かせください。

抽象的な内容ではなく、より具体的な答弁を求めます。

また、今後として、これが小さな町の大きな挑戦だといえる代表的な政策についても御説明いただきたいと思います。

そしてもう1つ、平成30年の西日本豪雨災害後の防災減災対策についてお聞きしたいと思います。

皆さんも御存じのとおり、我が町でも甚大な被害を出した平成30年の西日本豪雨災害です。

松野でも224件もの住宅が被害を受けています。我が町で、奇跡的に人的被害が出なかったことは本当に不幸中の幸いだと思っております。

四国地方でも当時の総量は1800ミリとなり、7月の平均の2倍から4倍といわれております。当町でも、目黒ではありますが7月5日から7月8日までの4日間で、714ミリという雨量を記録しております。年間の松野町の平均雨量が2700ミリということなので、たった4日間で年間雨量の4分の1を超えた雨が降ったということになります。

洪水被害も70年ぶりといわれておりますが、しかしながら今の異常気象の状態を鑑みた時に、今後も同等または、それ以上の降水量を、

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>いつ記録するかも分りません。被害に遭った多くの住民の方のお話を聞くと、やはり不安に思われてる方が数多くおられました。</p> <p>その時の被害を受けた状況を考えて、今後の水害対策について、広見川の治水対策の進行状況、またはそれ以外の河川の進行状況も含めて、そして崖崩れの危険がある住居等の対策について、どれぐらい進んでいるかという状況を聞かせていただけたらと思います。</p> <p>広見川については、なかなか松野独自っていう政策ではないと思いますので、答えれる範囲で構いませんのでお聞かせいただけたらと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、山崎議員の1つ目の御質問についてお答えをいたします。</p> <p>私は、町長に就任して以来一貫して、「小さな町の大きな挑戦」というスローガンを、町政の基本理念として、小さな町だからこそできるユニークな、そしてきめ細やかな政策に取り組んできたつもりです。</p> <p>御質問をいただきましたので、これまで実施してきた各分野の様々な施策をこの機会に振り返ってみたいと思います。ただし今回の御質問では、松野町独自の施策、小さな町の大きな挑戦と呼ぶにふさわしい事業に限りということですので、例えば、長年の懸案であった新庁舎建設事業や、緊急的な対応を要した西日本豪雨災害からの復興、新型コロナウイルス感染症への対応などは、本町独自のものではないため、こういった一般的な事業は除外をさせていただきます。</p> <p>それでは、小さな町の大きな挑戦を具体的にあげさせていただきますが、私は、身近なまちづくりは、各部落が主体となって行うべきだとの信念を持っておりまして、町内10部落がそれぞれの個性を生かした自主的な事業を展開できるように、思い切った権限、財源の移譲</p>
------------------------------	---

を行っております。各部落の判断と裁量で使い方を決定できる地域づくり交付金制度、生活道や排水路の整備を、各部落が決定できる道路及び河川等環境整備事業、その農業版で、農道などの改修事業費の90%を補助する農業農村整備事業、最近では、街路灯のLED化についても、部落でモデル的に取り組む事業の補助制度を新設をいたしました。これらを全て町の単独事業で、他の市町ではほとんど類似の事例がないものです。

また、役場職員に対しても、自分の地元の活動には積極的に関与するように指示をしております。その一環として、部落での各種計画を策定する際には、事務局となる担当職員を割り付ける仕組みも作っております。

次に、町民ひとりひとりの健康状態や生活習慣が把握できる利点を生かして、地域包括支援センターを運営し、高齢者や障害のある方をはじめ、全ての町民が安心して生活できる環境づくりに取り組んでおります。

この地域包括システムは、他の市町ではなかなか実現ができていないものですが、現在は保健福祉課の職員が研修の講師として県内外に招かれるなど、高い評価を受けております。具体的には、救急医療介護等情報カード、いわゆる通称支えあいカード、これの設置や、今コロナの影響で休止をしております地域食堂の運営などは、社会福祉協議会と関係機関との連携、町民相互の信頼関係があつてこそ実現できる事業だと思っております。

基幹産業である農業では、2つの特徴的な事業があります。

1つは、上家地部落再生事業、過疎化高齢化の進展によって、全国の中山間地域で集落の消滅が危惧されており、本町の上家地部落においても、このままでは近い将来に住民が1人もいなくなる事態が十分想定をされます。このため、地元上家地部落、民間事業者である太陽ファーム、そして行政がそれぞれ役割を分担し、三位一体となつて上家地部落の再生、存続に取り組むこととし、先日、協定書に調印をい

たしました。この試みはですね、単に企業を誘致して経済を活性化させるためのものだけではなくて、民間事業者の力を借りて、地域の担い手を確保し、文化や生活、環境などコミュニティ機能の持続的な発展を目指すもので、私は、全国の過疎対策のモデルになりうるものと考えています。

もう1つは、キウイフルーツ花粉事業です。

愛媛県はキウイフルーツの全国一の産地ですが、輸入花粉を感染源とするかいよう病が流行して、大打撃を受けました。このため、安心して安全な国内花粉を、松野町で生産し、県内の生産農家に配布するビジネスモデルを、県や民間事業者、関係機関と連携して構築しております。これは、大規模な産地から遠いため、感染のリスクが低いという地域の特性とともに、果樹栽培のスキルを持つ熱心な農家と、町の三セクである農林公社、そして行政の緊密な関係性が重視されたものと考えており、将来的には、地域農業の1つの柱になるものと期待をしております。

商工業の分野では、地元の商店や企業の支援を最優先するという基本的な考え方で、例えばコロナの対策事業では、他の市町で実施されていたプレミアム付商品券、そういったこれを販売するやり方ではなくて、本町の場合は、町民各世帯に直接商品券を送付する、プッシュ型の方式を選択し、より公平かつ迅速に家計と地域経済を支援することができました。

このほかにも、商工会と連携したお買い物キャンペーンなどの地域振興事業、まきステーションのバイオマス活用と連動した商品券事業など、町内の各組織団体が有機的に連携協力できる、小さな町のメリットを生かして、地域循環型、地域内完結型の経済モデルの確立に努めているところであります。

子育て教育の分野においても、児童生徒の人数が少ないということを手にとり、ひとりひとりの個性や関心、適性を重視した学習環境を整えて参りました。

例えば、東小学校、西小学校の大規模改修を実施し、県内でいち早く空調設備の完備、トイレの洋式化を実現し、児童生徒用の木製の机やいすを導入いたしました。また、ALTや学校生活支援員の配置人数は、児童生徒数との比率では県内というトップレベルにあります。

虹の森保育園においても、安心して安全な保育を実現するための大規模改修を実施したほか、ITを活用した管理システムの導入、木製玩具の導入による木育教育の実施なども、本町独自の施策であります。

本町の最大の課題である人口減少、これに対抗するための移住促進施策ですが、本町では、働く場所と住むところを確保し、子育て支援を充実させるという3点の支援策をセットにした移住促進松野モデルに取り組んでいます。この働く場所の確保というところでは、県内で唯一、特定地域づくり事業の採択を受け、町内事業者の人手不足解消と移住者の安定した雇用を実現する仕組みを作っております。

また空き家を活用して、移住者向けの住宅を確保することについても、多様なニーズに対応する複数の補助制度の創出や伊予銀行旧社宅の転用などで対応をしております。

このような事業は、決して多額の予算を投入した、巨大プロジェクトではありませんが、小さな町松野町だからこそ可能な取り組みであり、そこにこだわって実現してきたものです。そして、このひとつひとつの事業の積み重ねが、松野町が生き残るための大きな挑戦であり、50年後100年後の松野町の将来に向けて、今を生きる私たちが果たさなければならない責務だと考えています。

童話のスイミーという話がありますけれども、小さな魚が大勢集まって同じ方向に泳ぐことで、大きな魚に負けない強い力を得ていましたが、行政の施策も同じで、一つの理念のもとで、様々な分野の様々な事業を組合せ相乗効果を発揮させることで、より大きな成果が生まれるものだと思います。

最後に、今後取り組む事業について考えを述べよ、ということですが、これは変動の激しい社会情勢に臨機応変に対応しつつ、議会との

協議や町民の同意を得ながら決定しなければなりません。その幾つかは、令和5年度の業務計画や当初予算で、新規事業あるいは重点事業として表現していますので、この後の本会議、あるいは常任委員会等の審議の中で説明をさせていただきます。

しかし、せっかくの一般質問で、私の思いを明らかにせよとの御配慮でございますので、まだまだ構想段階ではありますが、今後必ず取り組みたい実現したいと思っている、松野町ならではの施策を2つ発表させていただきます。

1つは、デジタル技術を活用した、高齢化社会にもなじむ地域通貨の導入。そしてもう1つは、JR予土線の存続を切り口にした観光まちづくり組織であるDMOの設立です。この2つの事業につきましては、予算上の制約や人材確保の困難さも現実問題としてありますが、費用対効果を検証しながら、一歩ずつでも具体化を進めていく所存でありますので、構想を進めていく段階で、議員各位の御理解、御協力を是非お願いいたします。

2点目の御質問、平成30年の西日本豪雨災害のその後の防災減災対策についてお答えをいたします。

本町中心部を貫流する広見川は、古くから地域住民の歴史や文化、生活の一部として親しまれ、日本最後の清流と呼ばれる四万十川の最大の支流ではありますが、梅雨や台風シーズンには、度重なる氾濫により、住民生活へ被害をもたらしております。

西日本豪雨災害では、梅雨前線の停滞による想定以上の雨量の影響により広見川が氾濫し、浸水した家屋は約250世帯、インフラや農地にも多くの被害が発生しており、被災した地域から、早期の河川整備を要請する切実な声が届いております。

広見川の治水対策につきましては、河川管理者であります愛媛県を事業主体として、平成元年度に、蕨生、真土から鬼北町興野々までの、約13キロメートル区間の整備に着手をしております、その中で本町における計画工事延長は約10.5キロメートルであります。本町

区間の整備事業につきましては、蕨生、真土地区から吉野橋下流までの4.6キロメートル区間で、計画断面での施工が完了しておりますが、その上流の吉野橋上流から延野々古井谷地区までの約5.9キロメートルでは、計画改修の約7割の暫定断面での施工が完了し、平成26年度からは、鬼北町工区の整備に移っております。

西日本豪雨災害後の防災減災対策については、愛媛県事業による河川内に堆積している土砂撤去や、今後の整備計画に必要な最大雨量を想定した河川流量を把握するための測量調査が実施されております。

先日、県南予地方局建設部と協議した中で、松野町内での河川改修を当初の予定から前倒しをして実施することとし、具体的には、今年度から延野々部落の、森の国大橋上流部の河川改修に着手をしたとの報告を受けております。また令和5年度からは、豪雨災害において最も被害の甚大であった吉野橋から上流JR鉄橋までの間でも、断面確保のための河川掘削と並行して、河川改修設計業務にも着手予定であり、河川の観測カメラや水位計の設置も計画的に進めるとのことです。

また広見川の中長期的な河川工事及び維持管理を具体的に示す、河川整備計画の策定や大規模災害に備えて、流域関係者が協働して多様な防災減災対策を講ずる流水治水など、ハードソフトと対策の両面で検討を進めておりますが、河川全体の整備は、流域全体での長期的な取り組みが必要であることから、引き続き、関係機関に事業の推進を強く要望したいと考えております。

次に、崖崩れの危険がある住居等への対策の進行状況についてお答えいたします。

町内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所が390ヶ所あり、そのうち崖崩れにより人家や公共施設等に被害を及ぼす恐れがある急傾斜地は、260ヶ所が指定をされております。

本町の土砂災害に対する取り組みは、愛媛県の崖崩れ防災対策事業を活用しまして、土砂災害の危険性の高い崖地の法面对策を実施して

おり、260ヶ所のうち235ヶ所が本町が事業主体となる、対策対象箇所となっております。令和4年度末時点でのがけ地危険箇所の整備率は、そのうち111ヶ所について対策工事を実施しており、着手率は47%となっております。近年の工事実施状況といたしましては、県内でもこれは多いほうの部類でございます、年平均8ヶ所の工事を実施しております、未着手の124ヶ所についても、現地状況を確認し、緊急度の高いところから、順次、事業の推進に努めることとしております。

近年地球温暖化による気候変動の影響により、これまでに経験したことのないような猛烈な雨が降るなど、全国各地において、土砂災害や洪水被害が頻発化、激甚化している状況であります。地域住民の生命財産を守り、暮らしやすいまちづくりを創出するため、引き続き国県に対しまして、効率的かつ迅速な事業を実施していただくよう強く要望活動を行っていくこととしており、議員各位におかれましても、御協力、御支援いただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

3 番 山 崎
議 長

「議長、3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

町長答弁ありがとうございました。

今お聞きして、ちょっとお聞きしたい点が1つございます。

政策の部分なんですけれども、農業向けの政策として、上家地、そしてキウイの花粉の最初の事業ということをお聞きしたんですけど、私が、町内いろいろな方から意見をお聞きしている中で、町長自身が、農業向けの支援策っていうのが、ちょっと薄いんじゃないかっていう意見を数多く聞きました。農家も、御存じのとおり、大規模な農家から小規模なほんとに家の食べる分だけっていう農家さんもおられます。そういう中で、肥料の高騰ですとか資材の高騰、米価の下落という本当に深刻な状況が今続いていることだと思います。

お願いでもあるんですけれども、百姓、農家の気持ちに寄り添って

いただいて、農家の気持ちになってまた具体的な政策、支援策っていうのを打ち出していただきたいなというふうをお願いいたします。そして、2期目の選挙の時に、無投票で当選っていう形だったと思うんですけれども、それが町民の負託を全面に受けての、そういう当選だろうと思いますんで、私一議員としては、強いリーダーシップを持って、政策、実行、そしてより大きな挑戦といえる大胆な政策っていうのを実行していただきたいと思います。

より必要な政策については、私も一議員として、強力にバックアップしていきたい、そういうふうには決意をしております。

決して小さな町の小さな挑戦ならぬよう、御尽力をいただきたいと思います。

そしてもう1つ、すいません質問じゃないんですけども、広見川の豪雨災害の件なんですけれども、やはり不安に思っている方が多いっていうことは、情報っていうのが、あまり住民の方に行き渡ってない。見た目でも余り変わってないっていうのも大きいんだろうと思うんですよ。その辺の告知というか、こういう流れでやっていきますよっていうことを、やはりいろんな機会で言っていただくっていうことが大事なんじゃないかなと思います。で、今後とも、住民の方の不安を少しでも払拭できるような政策、そして説明っていうのを求めたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。

まず農業分野についてなんですけれども、農業は基幹産業と言われるだけではなくて、私は松野町の場合は、農業そのものが皆さんの生活とか文化とか習慣とか、そういったところまで根差している、これはしっかりと守っていかなければならないものだと思います。

ただ山崎議員御承知のように、松野町は非常に零細の農家が多く

て、国が目指すような大規模な機械化したような農業は、なかなか
じまないところがあります。そういったところをどのように住民の農
家の皆様のひとりひとりの御事情に寄り添っていくのか、松野町には
農林公社というすばらしいパートナーがおりますので、農林公社そし
て農協とも連携をしながら、この松野町ならではのものにしていき
たいと思います。

今ほどキウイとそれから上家地の養豚のことを言ったんですが、や
っぱり農業の基幹となるのは、松野町の場合、米なんですよ。米を
どう守っていくか、稲作を守っていくか、これについては今回のウク
ライナの肥料の高騰の問題でも松野町が、いち早く米作農家のほうに
支援の策を設けましたし、ここをですね、これから十分に守ってい
きたいというふうに思っています。あわせて、1番今勢いがあります柚
子これも守っていかなければならないし、桃、それから梅ですね、こ
ちらのほうもせっかく産地として、これだけ松野町で評価をされてお
りますので、こちらのほうにも力を入れていきたいと思えます。御指
摘のとおりなかなか、農業分野、目に見える施策が少ないんじゃない
かという御指摘でございますけれども、私はもうしっかりとこの基幹
であります農業を守っていききたいというふうに思っていますので、是
非、御協力をお願いしたいと思えます。

また2期目ももう中盤になりました。言われましたように、実際に
できた事業、それからまだまだできていない事業もあります。この点
につきましては、これからの令和5年度の業務計画当初予算の中で、
また私の考えをお伝えしていきたいと思えますので、また議員さん方
も是非ですね、こんなこと取り組んでみたらどうかとかいうアドバイ
スといいますかアイデアがありましたら、是非この議会の中で、御提
案をいただいたらと思えます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

山崎議員いいですか。

「議長、3番」

議 長
3 番 山 崎

<p>議 長 3 番 山 崎</p>	<p>「山崎議員」 はい。 町長の意見、考え等は、十分御理解さしていただきました。農業分野については、もっと深掘りした議論をしたいと思っておりますので、また折を見て、定例会等でまた御質問させていただきたいと思っております。 以上で私の質問を終わります。 以上で、山崎匡議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 承認第1号「専決処分の承認について 令和4年度松野町一般会計補正予算第7号」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは承認第1号「令和4年度松野町一般会計補正予算（第7号）」について御報告を申し上げます。 本案は、地方自治法第179条第1項の規定により本年2月7日付けで専決処分をしました補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。 今回の補正予算は、国の施策により、全ての妊婦子育て世帯が安心して出産子育てができますよう、妊娠期から出産子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図り、妊婦子育て世帯に対し、出産応援、子育て応援を一体的に実施することを目的としております。 歳入歳出予算の補正額は、208万4千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億9千524万4千円としたものです。 歳出予算の補正内容は、4款衛生費の保健衛生費に、出産育児関連用品を購入するための経費のほか、子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、出産子育て応援給付金120万円を追加するほか、関連するシステムの改造委託料88万4千円を追加するものです。これにより、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産子育てができるよう、</p>

		<p>伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や、出生の届出を行った妊婦子育て世帯等に対し、一体的な支援を実施するものです。</p> <p>これに対応する歳入補正予算として、14款国庫支出金168万3千円、15款県支出金20万円を追加するほか、前年度繰越金20万1千円を追加して財源としております。</p> <p>以上よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第1号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第1号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第1号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第1号「専決処分の承認について 令和4年度松野町一般会計補正予算第7号」は、原案のとおり承認することに決定</p>

<p>議 長</p>	<p>しました。</p> <p>日程第4 議案第1号「過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは議案第1号「過疎地域持続的発展計画の変更について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年9月定例議会において議決いただき、策定したものでありまして、この計画により、移住、定住、地域間交流の促進をはじめ、人材育成、産業の振興、地域における情報化、交通施設の整備、交通手段の確保、生活環境の整備、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、集落の整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用促進、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項など諸般にわたる活性化事業に取り組むこととしております。</p> <p>今回の計画変更は、計画目標達成に向けて取り組むべき事業を再検討、精査をしている過程で必要となった企業版ふるさと納税の活用により、事業実施を計画しております放課後児童クラブの施設及び、設備の整備についての事業を追加し、過疎地域である本町の課題解決を図るものであります。</p> <p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
<p>(質疑 ～ なし)</p>	<p></p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第1号は即決したいと思いま</p>

		す。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第1号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第1号「過疎地域持続的発展計画の変更について」
		は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第5 議案第2号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第2号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。
		本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、松野町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。
		この改正によりまして、出産育児一時金の額を現行の42万円から50万円に引き上げるものであります。

		<p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第2号は即決したいと思います。</p>
		<p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第2号「松野町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。 (10:18)</p> <p>(休憩10:18 ～ 再開10:30)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:30)</p>
議	長	<p>日程第6 議案第3号「松野町庁舎建設基金条例の廃止について」を議題とします。</p>

		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町長		「議長」
議長		「坂本町長」
坂本町長		それでは議案第3号「松野町庁舎建設基金条例の廃止について」提案理由を御説明申し上げます。
		松野町庁舎建設基金条例につきましては、庁舎建設に必要な財源を確保するため、平成25年度に制定したものであります。
		庁舎建設に当たっては、平成30年度に基本計画を策定し、令和元年度に実施計画を行い、令和2年度から建設工事を進めて参りました。おかげをもちまして、令和4年9月に、新庁舎の落成を迎え、約5年間にわたる事業が完了し、その財源として総額2億8千164万4千41円の庁舎建設基金を全額充当したことから、本基金条例を廃止しようとするものであります。
		よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。
議長	長	これから、本案に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議長	長	お諮りします。
		ただいま議題となっております議案第3号は即決したいと思います。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議長	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第3号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議長	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)

議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第3号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第3号「松野町庁舎建設基金条例の廃止について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第7 議案第4号「松野町子ども・子育て会議条例の一部改正について」及び日程第8 議案第5号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、議案第4号「松野町子ども子育て会議条例の一部改正について」及び、議案第5号「松野町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び、こども基本法が令和4年6月22日にそれぞれ公布され、原則令和5年4月1日に施行されることに従い、関連のある条例の一部を改正するものであります。</p>
議	長	<p>この改正は、主に条項のずれに対応するもので、形式を整えるためのものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>これから、議案第4号及び議案第5号に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>

議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第4号及び議案第5号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、案件ごとに行います。</p> <p>初に、議案第4号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第4号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第4号「松野町子ども・子育て会議条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第5号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p>

<p>議 長</p>	<p>これから、議案第5号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p> <p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第5号「松野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第6号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び日程第10、議案第7号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第6号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び、議案第7号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和4年11月30日に公布され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関連のある条例の一部を改正するものであります。</p> <p>主な改正内容は、事業所等での安全点検、職員、利用者等に対する活動や取り組み等、生活やその他の日常生活における安全に関する指導、訓練、研修に関する計画等の策定、職員に対する感染症等の予防のための研修及び予防等のための訓練の定期実施の項目等を追加するものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決をいただきますようお願い申し上げます。</p>

議 長	<p>す。</p> <p>これから、議案第6号及び議案第7号に対して、一括して質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第6号及び議案第7号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、討論採決を行います。</p> <p>この討論採決は、案件ごとに行います。</p> <p>最初に、議案第6号の討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第6号「松野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第7号の討論を行います。</p>

議	<p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第7号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第7号「松野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	<p>日程第11 議案第8号「松野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	<p>長 「議長」</p>
議	<p>長 「坂本町長」</p>
坂本町	<p>長 それでは議案第8号「松野町介護保険条例の一部改正について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本議案は、令和5年度以降における国の財政支援の取り扱い方針の決定に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免基準を改めるものです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料の減免を行った場合、その減免分については、国から特別調整交付金として、財政支援を受けられますが、財政支援の減免対象が令和4年度までの保険料となることから、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	<p>長 これから、本案に対する質疑を行います。</p>

議	長	<p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第8号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第8号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第8号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第8号「松野町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第12 議案第9号「松野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは、議案第9号「松野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」提案理由を申し上げます。</p> <p>本町は、伊予と土佐の国境に位置し、交通の要衝として人々や物の</p>

往来が盛んな立地から、商店などが各地に集積していたほか、基幹産業である農業をはじめ、建設業、飲食店やサービス業などの多様な産業構造を有しております。

特に、町内の大部分を占める中小企業及び小規模企業は、産業振興や雇用の創出、様々なサービスの提供等を通じ、本町住民生活の向上に大きな役割を果たしており、町の活力を上げていく点からも、その振興を図ることは、松野町の持続的な発展にとって極めて重要であると言えます。

このような中、グローバル化や人口減少など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境が大きく変化しており、持続的な成長を遂げるには、企業のみならず、関係団体や住民の皆様が、中小企業・小規模企業の果たす役割への理解を深め、本町内での消費促進による経済循環の仕組みを作り上げる必要があります。また、それぞれの中小企業・小規模企業が切磋琢磨し、魅力的な商品やサービスを提供することにより、町外から多くのお客様を呼び込み、外貨の獲得により、経済循環の活性化、企業の成長、新規事業者の起業支援など持続的な発展と事業の継承を目指していく環境を整えて参りたいと考えております。

今回上程をいたします松野町中小企業・小規模企業振興基本条例は、小規模企業振興法の制定及び小規模企業振興基本計画の策定により、地方公共団体が、小規模企業振興に関する施策を実施する責務が明確にされたことなどを受け、また中小企業・小規模企業の振興が、住民生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、企業の自主的な努力を基本としながらも、企業のみならず、町や関係団体、住民が相互に理解、連携して、本町地域経済の更なる活性化と、中小企業・小規模企業の振興の一層の推進を図るため、本条例を制定するものであります。

よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

これから、本案に対する質疑を行います。

「議長、7番」

議長
7番 赤松

<p>議長 7 番 赤 松</p>	<p>「赤松議員」</p> <p>今ほど町長のほうから、詳しく提案理由の説明があったわけですが、そこで1つお聞きしたいんですが、小規模企業振興基本法は、平成26年に制定され、国のほうが、小規模企業施策の5年間の基本計画を策定し、国会に報告するというので、伴うとともに、市町村、商工会、金融機関等が連携して、小規模事業者を支援することとなっておりますが、制定から10年経過をした現在、今回条例制定に至ったその基本的な考え方、今、目的等は、縷々説明があったわけですが、10年たって今現在、なぜ今回制定をされることになったのか、その辺の動機といいたいまいしょうか、経緯等をお聞かせ願いたいと思います。</p>
<p>井上ふるさと創生課長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議長</p>	<p>「井上課長」</p>
<p>井上ふるさと創生課長</p>	<p>はい。</p> <p>今ほどの赤松議員さんの御質問にお答えいたします。</p> <p>これまでも松野町としては、中小企業の振興に様々な制度融資、いろいろな制度を設けて支援をして参りました。ですが、昨今の経済状況、コロナウイルス感染症対策、様々な要因が重なりまして、今一度、中小企業小規模企業の振興に取り組む決意を表わさないといけないというところのタイミングが、今、法制定から10年たったところですが、あります。したがって、町のほうでも、中小企業・小規模企業の振興施策を様々な制度、森の国特産品振興キックオフ補助事業とか、制度融資の利子補給事業であるとか、商工会の地域振興事業であるとか、店舗等リニューアル補助事業等、新規事業、こちらは新規事業になるんですが、こっちのほうも新たに打ち出していこうと考えております。</p> <p>ですが、ひとつひとつの施策はあるのですが、それを一体的に、体系的に、やはり基本となる条例で指し示して、それぞれの役割を今一度、再度ここで新たに振興をしていこうという決意を新たにしてい</p>

<p>7 番 赤 松 議 長</p>	<p>たいというところでの、中小企業・小規模企業振興基本条例を定めたタイミングでございます。</p> <p>以上、答弁のほう終わります。</p> <p>「議長、7番」</p> <p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>考え方は、よく分ったわけでございますが、その中で条例の内容を見てみますと、第5条に町の責務それから6条が事業者の役割、以下商工会の役割、そして第8条ですが、これが重要と思っているわけでございますが、住民の理解及び協力がうたわれております。第9条で施策の実施状況の検証として、中小企業・小規模企業、商工会その他必要と認める団体からの意見を聞いた上で検証し、より効果的な施策の策定及び実施に努めるものとする。ということがうたわれております。</p> <p>やはり地域ぐるみで小規模事業者を支援するには、顧客であります地域住民の協力が1番、重要と思われませんが、条文ではその他必要と認める団体と表現されているだけでございます。</p> <p>そのようなことで、これに対してどのように考えられているのか、お伺いをしたいと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>これ事業者、それから消費者側、双方、この条例の趣旨を御理解いただいて、協力をいただくことが最も肝要だと思います。</p> <p>そういった中で、その他に含まれるものとしましては、例えば管内の1番の経済団体であります農協もそうでございますし、また町内で最も何と申しますか、会員数と申しますか、シェアが大きい老人クラブの皆様、あるいは主婦の皆様、こういったところ、区長会を通じて、こういったところの意見も把握しなければならないと思っております。そういった幅広い意見を聴取して、この条例の持つております基</p>

	<p>本理念を実現していきたいと思っております。</p> <p>まずはですね、やっぱり、これは当初予算の審議の中でも、是非訴えていきたいことなんですけれども、地域内循環型の経済というものを作らなければ、どんどんどんどんお金が今町外に流出をしていっておりますので、役場の職員から率先してですね、町内で物を買う、サービスを提供してもらおうという、システムを作っていくというふうに思っております。</p>
7 番 赤 松	「議長、7番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	<p>住民の意見も聞くということで、区長会等の話も出たわけですが、是非、施策を企画実施する側ではなく、それだけではなくて、やはりそのサービスというか、そういうものを受けられる地域住民の方の意見も十分聞ける、参画できるような仕組みづくりをお願いしたいと思います。</p> <p>そういうことで小規模事業者の活性化というものは、地域の活力向上には表裏一体の大変大事な内容でございますので、今後、しっかり基本条例に基づいて、中小企業の振興に努めていただけたらと思います。</p> <p>以上で質問を終わります。</p>
議 長	答弁はいいですか。
7 番 赤 松	何か町長ありましたら。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>今おっしゃいましたように、住民の皆さん、特に消費者側と申しますか、そちら側のサイドに十分留意をして、じゃあどうしたら、町内で物を買っていただくのか、サービスを受け取ってもらうのかという意見をですね、十分に把握していきたいと思っております。</p>

<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>「議長、3番」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>関連団体商工会のメンバーである立場から言わせていただきます。</p> <p>商工業、商工会員数もやっぱりどんどん減っていきよる状況の中で、町がこういうことを、独自に取り組んでいただけるということは、会員としてはすごくありがたいことだろうと思っております。</p> <p>店舗が空き店舗等とか、店を閉めるとか、そういうことが起こりますと、やっぱり町の閉塞感に即つながるとい、寂しいまちだなんていう印象をすごく大きく与えるようなことになります。</p> <p>そういう意味では、本当に事業を継続していただける効果的な政策を、各店舗に応じたきめ細かい支援策を是非していただいて、まちが少しでも発展できるようにお願いしたらと思います。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>今回の令和5年度予算でですね、新しい事業として、店舗のリニューアルについて、補助をしようという制度も今、提案をさせていただくことになっております。</p> <p>そういったところの議論も踏まえてですね、お互い商工会の会員の皆さんの御意見、それから消費者からの御意見、そういったものを反映できるこれからの施策を打っていきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで、質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第9号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第9号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第9号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第9号「松野町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第13 議案第10号「可動式クライミングボードの設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第10号「可動式クライミングボードの設置及び管理に関する条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、本町がアウトドアスポーツの聖地化を目指す取り組みの一環として、近年オリンピックにも採用されているホルダリング競技において、本町でも普及を図るため、可動式クライミングボード、キルターボードを設置するに当たり、必要な条例を制定するものであります。</p> <p>第1条に設置目的、第2条に名称、第3条から第7条及び第11条から第15条に利用等に関する規定、第8条から第10条に使用料等に関する規定、第16条から第19条に指定管理に関する規定、第</p>

		<p>20条に委任条文を定めております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第10号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第10号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第10号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第10号「可動式クライミングボードの設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第14 議案第11号「松野町道の路線廃止及び認定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>

坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>それでは議案第11号「松野町道の路線廃止及び認定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道の路線を廃止し、同法第8条に基づき、町道の路線を認定することについて、議会の同意を求めるものであります。</p> <p>今回新たに認定しようとする区間は、町道西の川線と町道西の川陽の地線を結ぶ農道229.2メートルであります。</p> <p>農道区間は、平成27年度から、生活の利便性及び円滑な交通の確保を目的に整備に着手いたしまして、本年度実施しております舗装工事により、全ての整備が完了したものであります。</p> <p>町道西の川陽の地線は、地域住民の生活道であるとともに、コミュニティバス路線としても利用されており、集落間を結ぶ重要な路線であることから、農道区間を町道西の川陽の地線に移管し、松野町道として管理を行うもので、区域の変更に伴い路線の廃止及び路線の認定を提案するものであります。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議長	これから、本案に対する質疑を行います。
議長	(質疑 ～ なし)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第11号は即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第11号は即決することに決定しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第11号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。 したがって、議案第11号「松野町道の路線廃止及び認定について」</p>
<p>議 長</p>	<p>は、原案のとおり可決することに決定しました。 日程第15 議案第12号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第8号)」以下、日程番号の順を追い、日程第19 議案第16号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの5議案について一括議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは議案第12号から第16号まで「令和4年度松野町一般会計補正予算(第8号)」ほか、特別会計4会計の補正予算につきまして、関連がありますので一括して提案理由の説明を申し上げます。 本年度最終の補正予算は、各種事業費の確定や精算見込みによる過不足の調整と、特殊事情による追加など特別会計を含めた決算状況を見通しながら編成をしております。 まず、議案第12号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第8号)」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億3千495万4千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ44億6千29万円にしようとするものであります。</p>

はじめに繰越し明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越しして使用することができる経費として、第2表に事業名と金額を掲載をしております。諸事情により繰越しが必要となった、地域情報通信基盤整備事業ほか10事業で、繰越し総額は、1億3千604万1千円としております。

これにつきましては可能な限り、早期に完了できるように取り組む所存であります。

次に、歳出予算の補正内容につきまして、御説明申し上げます。

歳出補正予算のうち追加する主なものは、まず2款総務費では、一般管理費に退職職員に係る退職手当の調整により、退職手当負担金292万6千円を追加するほか、コミュニティバス運行費に、宇和島自動車が行う市内バス路線の赤字補てんに対する補助として、生活交通路線維持費補助金158万8千円を追加しております。また、情報通信基盤施設管理費に、安定した通信基盤を確保するための機器を追加整備する費用として、鬼北地域情報通信基盤施設管理運営費負担金を、458万3千円追加しております。

3款民生費では、障害者福祉費に、令和3年度の事業費の精算に伴い、障害者医療国庫負担金返還金、126万1千円を追加するほか、子ども子育て支援事業交付金返還金など、事業費の精算に伴う返還金をそれぞれ追加しております。

4款衛生費では、保健衛生費に、中央診療所における新型コロナウイルス感染症の影響による、診療収入の減少等により、本年度決算が赤字となる見込みのため、その収支補填分として、中央診療所特別会計繰出金5千336万5千円を追加しております。

7款商工費の観光費では、電気代の高騰等により、厳しい経営状況となっている虹の森公園において、施設の運営及び維持管理に要する経費として、指定管理者である株式会社まちづくり松野に対し、河川公園施設指定管理料1千250万円を追加するほか、同じく、電気、燃料代の高騰等により、厳しい経営状況となっている森の国ぽっぽ温

泉についても、指定管理者である社会福祉法人宇和島福祉協会に対する、ふれあい交流館温浴部門指定管理料730万円を追加しております。

10款教育費の小学校管理費には、電気代の高騰により不足する光熱水費について、81万8千円を追加するほか、学校給食費では、共同調理場における光熱水費として、62万2千円を追加しております。

一方減額となる歳出補正予算の主なものは、2款総務費の企画費では、移住定住促進を目的とした、移住者住宅改修支援事業費補助金440万円、空き家活用移住者住宅整備補助金800万円を実績見込みにより減額しております。

3款民生費の社会福祉総務費では、実績見込みにより、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金、1千490万円を減額し、老人福祉費では、高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金、533万4千円を減額しております。

6款農林水産業費の担い手対策費では、新規就農者支援事業費補助金315万円、担い手総合支援事業費補助金303万8千円を、実績見込みにより減額し、7款商工費の商工振興費では、森の国松野町地域応援商品券配付事業補助金を実績見込みにより、町単分464万1千円、愛媛県連携分436万3千円をそれぞれ減額をしております。

8款土木費の道路橋梁費では、事業の見直しや入札執行による事業費の確定により、橋梁修繕調査設計委託料510万円を減額するほか、工事請負費1千635万円を減額し、砂防事業費でも、事業の見直し等により工事請負費1千337万2千円、住宅管理費では、民間木造住宅耐震改修事業費補助金303万2千円、民間木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金120万円を、実績見込みにより減額をしております。

10款教育費の事務局費では、コロナの影響による海外語学研修及

び、滑床イングリッシュキャンプの未開催により、人材育成基金事業助成金270万円を減額するほか、スポーツ交流センター費では、屋根改修工事の入札執行等に伴う事業費の確定により、工事請負費1千591万4千円を減額しております。

次に、歳入補正予算のうち、追加する主な内容は、1款町税のうち、個人住民税は、課税所得の増などにより、574万5千円、固定資産税は、地目変更による評価額の増や、法人家屋の新築などにより、471万6千円を追加しております。

一方減額となる歳入の主な内容は、特定財源では、各種事業費の決算見込みにより、14款国庫支出金6千177万9千円を減額するほか、15款県支出金3千276万4千円、21款町債のうち、過疎対策事業債ハード事業分は、入札執行等による事業費の確定により、280万円、ソフト事業分は、国の予算超過による発行可能額の圧縮に伴い2千840万円を減額し、過疎対策事業債全体では、3千120万円を減額しております。

また、緊急自然災害防止対策事業債670万円、緊急防災減災対策事業債1千390万円、公共施設等適正管理推進事業債320万円をそれぞれ減額をしております。

一般財源では、1款町税のうち法人住民税を、企業収益の減収により304万3千円、18款繰入金のうち、財政調整基金繰入金を5千万円減額し、最終の財源調整により、10款地方交付税6千156万6千000円、19款前年度繰越金722万4千円、それぞれ追加して調整をしております。

続きまして特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。

議案第13号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ143万4千円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億850万3千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、実績見込みにより、6款保健事業費の特定健康

診査等事業費 1 0 1 万 5 千円、保健衛生普及費 3 3 万 9 千円を減額しております。

歳入の主なものは、決算見込みにより、1 款国民健康保険税を 1 0 6 万 7 千円、7 款繰入金を、4 3 万 4 千円減額しております。

次に、議案第 1 4 号「令和 4 年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計補正予算(第 3 号)」は、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 千 3 0 1 万 5 千円減額しまして、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 2 千 8 2 9 万 9 千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、1 款総務費の一般管理費では、人事異動に基づく調整として、一般職給与 5 4 0 万円、職員手当等 3 7 9 万円を減額し、実績見込みにより、医師業務委託料 1 3 7 万円、県僻地医療拠点病院医師派遣負担金 1 3 5 万円を減額しております。

また 2 款医業費の医療用機器器具費では、内視鏡システム購入費を、入札執行に伴い 2 1 8 万 9 千円減額しております。

次に、歳入の主なものは、決算見込みにより、1 款診療収入を 8 千 3 6 4 万 1 千円、9 款町債を 7 1 0 万円減額する一方、新型コロナウイルス感染症の影響による診療収入の減少により、今年度決算の形式収支を調整するための措置として、6 款繰入金のうち、一般会計繰入金を 5 千 3 3 6 万 5 千円を追加しております。

次に議案第 1 5 号「令和 4 年度松野町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)」は、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 7 千 8 8 0 万円とするものです。

補正内容は、歳入において、1 款保険料実績見込みにより 2 千 2 3 0 万 1 千円減額し、その補填措置として、7 款繰入金を 2 千 2 3 0 万 1 千円追加するものです。

次に、議案第 1 6 号「令和 4 年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ歳入歳出 4 8 7 万 2 千円を減額しまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 7 千 6 8 万 8 千円にしようとするものであります。

<p>議 長</p> <p>2 番 森 岡</p> <p>議 長</p> <p>2 番 森 岡</p>	<p>歳出の主なものでは、実績見込みにより、2 款後期高齢者医療広域 連合納付金 4 2 4 万 1 千円、3 款保健事業費の後期高齢者健康診査負 担金 5 7 万 8 千円をそれぞれ減額しております。</p> <p>歳入の主なものでは、決算見込みにより、1 款後期高齢者医療保険 料 2 8 6 万 9 千円、3 款繰入金 1 3 7 万 2 千円、5 款諸収入の受託事 業収入を 6 3 万 6 千円減額しております。</p> <p>以上、よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上 げまして、提案理由の説明を終わります。</p> <p>これから、各案に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第 1 2 号についての質疑を行います。</p> <p>「議長、2 番」</p> <p>「森岡議員」</p> <p>それでは議案第 1 2 号「令和 4 年度松野町一般会計補正予算(第 8 号)」のうち、7 款 3 目観光費についてお尋ねいたします。</p> <p>河川公園施設の指定管理についてであります。失礼なことを申し 上げましたら誠に申し訳ございません。議長、理事者側の方、お許し をいただきたいと思えます。</p> <p>予算の説明では、電気代等の高騰に対する増額ということですが、 河川公園も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響を受 け、厳しい状況の中で運営して、コロナ前の売上げまで努力されてい ることは理解しております。それを踏まえても、今回の補正予算は納 得しがたいところがあります。物価高騰による経費の増加、それに見 合う収入の確保が困難なことは、3 月、本年 3 月になるまで見通しが 立たなかったのか。これまでの段階で説明する、できる機会はなかつ たのか。議員選挙もあり、今回から新しい体制になっているが、それ までにも説明していくことが、議会に対する説明責任ではないです か。議員に対する説明と議会に対する説明を勘違いしているのではな いですか。町民から負託を受けた議会に対して、誠実な説明をするの は、町民に対して説明することでもあり、行政の責務でもあり、基本</p>
---	--

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>ではないですか。我々議員も、この案件を即決としたことに反省しなければならないし、深く審議すべきものの区別も必要だと感じてますが、今回このような形で提案されるのは、議会に対してだけでなく、町民の理解も得られないと思います。我々は、支援者だけの代表としてこの場にいるのではなく、広く町民の代表としてこの場にいることを、今一度かみ締めて、行政の反省を求めたいと思います。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。御指摘もつともだと思いますが、ちょっと争点を整理したいと思います。</p> <p>要は、その今回の電気料等による経営が厳しくなっていることについては、虹の森公園もそうですし、ぽっぽ温泉もそう、もっと言えば民間事業者全てそういうわけですよ。それで、我々としては、その厳しい状況に対応するために、それぞれの施設の状況に応じて、何らかのこう、何といいますか、資金注入をしなければならないということはもう常に思っていましたし、これはもう町民の皆さんあるいは議員の皆様も同じ意見だと思います。</p> <p>その過程の中で、要するに、例えば農林公社でありますとかそういったところは、早め早めに御報告をして、指定管理の増額をしたけれども、今回は、虹の森公園については、黙っとったやないかと。要するに、議会に説明がなかったやないかということの御指摘だと受け止めましたけれども、その前提で申し上げますと、誠に今回につきましては、分析が遅れ、改選前の議員の皆様には具体的な数字を提示してお願いすることにつきましては、正直言ってできておりませんでした。これにつきましては、真摯に反省をしていかなければならないというふうに思っておりますし、電気料の高騰等につきましては、昨年の夏ぐらいからも顕著になっておりましたので、その時点について、早め早めに対策をとすることは、当然我々の責務だと思います。</p> <p>ただし、その過程においてですね、この虹の森公園の指定管理料の</p>
------------------------------	--

問題は、もう私が就任する以前からずっと町政の大きな課題といえますか、問題点の1つでございました。

そういった中で、お互いですね、理事者側も議員さんも、ここはしっかり協議しなければならないということは共通認識だと思いますし、それは我々もしっかりと受け止めて、これからもずっと虹の森公園といえますか観光施設がある限り、町民の皆様には情報提供し、議会で検討していくことは必須だと思います。

そういった意味で、今回知らなかったじゃなくてですね、もう何と申しますか、お互い胸襟を開いて、どうやったら地域の誇りであります虹の森公園をこれからも存続させていくのか、その視点でですね、是非御協議をいただきたいと思います。

開き直ってるように聞こえるかもしれませんが、私としましては、この議論から逃げるつもりは全くありません。新しい議員の皆様と一緒にですね、こんなに本当にお金が要るんかとか、あるいはもっともっと、経営改善をしていかなければならないんじゃないかという議論については真摯に私たちも受け止めて、実際、今もですね、パン工房の新設でありますとか、あるいは新しい人材を外部から登用するとか、いろんなことをやっています。そのことを御相談申し上げまして、虹の森公園、それだけではなくて、観光施設の運営に取り組んで参りますので、これからの御協力、更なる御協力をお願いして、今回は、電気料という特殊な事情がございましたので、これに対する御支援をいただきたい、この補正予算のほうをよろしくお願いしたいと思います。

2 番 森 岡
議 長

「議長、2番」

「森岡議員」

2 番 森 岡

町長言われること分らんではないんですけども、ただ私が言いたいのは、もう少しこれ、去年の9月時点では、把握できとったはずなんですよね、現況に上がってる、これはもう一般町民の方も、もう大変苦勞されてるんですよ。そこで、その経営の管理がまずかったのか、

それとも行政の落ち度があったのか、手落ちがあったのか、そこだけなんですよ。

結果、その虹の森公園を経営を危うくするとか、そういう意味で言ってるわけではないんですが、これだけの金額、河川公園だけで1千250万。これを3月の末の補正で上げてくる。これは私は、ちょっと道理に外れてるんじゃないかな。議会に、やはりこのありますよね、契約内容の中にもありますが、不測の事態が起きた時ですか、にはやはり、速やかに協議をし、とかいう文言も入ってますそれも、やはり、以前から議会にも、そのことは説明をしなければならないと、そういう話が以前からありました。

そこで、今回1年分をぽんとかうやって出してこられた。このことに私はちょっと意見を申し上げてるところです。

この辺は、これ失礼なんですけども、ほかの事業でもそうです。ように考えていただかないと、町民の血税ですんで、一般財源は。町民はその血税を有効に使っていただいて、松野町の発展のために、という思いがありますんで、その辺はよく考えて、今後、経理それとか運営ですね、全てに対して、やはり細かい配慮が要るんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。

指定管理の協定書のことも取り上げていただきましたので、協定書の趣旨はですね、指定管理料につきましては、特殊な事情がある場合は、委託者側、受託者側、双方協議の上で、変更するというのも、規定に載せているわけでございます。今回の補正予算、1千万余りの予算要求について、行政側の不手際がなかったのかという御指摘もありましたけれども、私としましては、今回はですね、虹の森公園の現場本当に頑張ってくれて、平成30年の西日本豪雨災害の前の売上げ

までかなり近づいてきております。そこは基本的にですね、評価して、町民の皆さんに評価をお願いしたいというところでございますけれども、その上で、この電気代の高騰というのは、まさに私たちにとっては、想定外といいますか、それだけの打撃だったわけでございます。これについて、虹の森公園ずっと赤字体制でございましたが、もしこの電気代の高騰がなければ、令和4年度につきましては、コロナ禍という非常に厳しい条件の中でも、収支が大体整うというような状況になったわけです。その職員の現場のほうのモチベーションを維持するためにもですね、この電気代分の指定管理料の増額というところは是非認めいただきたい。

その上で、これから虹の森公園をどう運営していくのか、先ほど言われましたように、議会軽視ではないかなという御指摘もありましたけれども、私は決してそういうつもりはありません。これは、逆に言えば、議会とそれから行政側とお互いが責任を持って解決していかなければならない問題だというふうに思っております。

我々の執行責任、そして議会の皆様の議決責任、両方あると思います。是非、これからも真摯な議論に御協力いただきたい。その上で、改めてになりますが、今回、報告が遅れたこと、最終補正予算で、1年間分の赤字補てん分をお願いすることになったことにつきましては、報告が遅れたことにつきましては非常に申し訳なくおわびを申し上げます。

以上です。

2 番 森 岡
議 長

「議長、2番」

「森岡議員」

2 番 森 岡

何回も言いますが、今回の河川公園、売上げ、本当努力されてると、コロナ禍も大分、それこそマスクを取り外すというような、自由の考えになってきた、そういう時期を迎え、大分、回復してきております。

それはもう私も、決算の書類を見て理解しておりますし、新しく去年から、支配人の方が来られて努力されてることも理解しておりま

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>す。</p> <p>ただ、私が言いたいのは、何事も早め早めに、この経営管理っていうのは、毎月経営されてるでないと把握できませんので、その辺は、よく注意をしていただきたい。それだけの思いでこれは私は言ってますんで、これが当初で、このことに関してってなると、また話は変わってきます。考え方が。何であの3月末なのかっていう、そこが私にはどうしても疑問に思ってたんならなかったとここで質問させていただきました。</p> <p>これで終わります。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>お互い、虹の森公園、観光をどうやってこれから盛り上げていくかについては、お互い思いは一緒だと思いますので、これからもお互い、いろんな議論を深めていきたいと思います。</p> <p>ただ1点ですね、じゃあ今回の令和4年度の電気料の不足をですね、令和5年度の当初予算に令和5年度の指定管理料にプラスするというのは私はそっちのほうがおかしいと思います。あくまでも指定管理というのは、単年度契約でございますので、それが期間として5年間あるということで、令和4年度の問題はやっぱり令和4年度で解決をしなければならない、次の年度に繰越して、次の年度の指定管理料で賄えばいいということは、私は趣旨に反すると思いますので、その点も含めてこれから議論いたしましょう。</p>
<p>7番赤松 議 長</p>	<p>「議長、7番」</p> <p>「赤松議員」</p>
<p>7番赤松</p>	<p>2、3お聞きしたいと思います。</p> <p>まず3款1項1目の社会福祉総務費の、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金についてお聞きしますが、本事業は、コロナが長期化する中で、食費等の物価高騰に対する支援を行うために、住民税の非</p>

課税世帯に10万円の臨時特別交付金を支給するという内容でございますが、当初、220世帯に2千200万円を予算計上されておりましたが、今回補正で、この予算額をシステム改造により、正確な給付対象世帯が把握できたとの説明で、当初の220世帯が、実績71世帯、710万円、差引き、当初と比較して1千490万円の減額補正となっているわけでございますが、当初の見込み数と実績数との差がいささか大き過ぎるのではないかと感じるわけでございますが、その辺を分かりやすく説明をいただいたらと思います。

2点目でございますが、8款3項2目の砂防事業費でございますが、崖崩れ防災対策事業については、事業の見直し及び入札執行に伴う事業費の減ということで、1千337万2千円の減額をされておりますが、その財源で、国県支出金が850万円の減、地方債が670万円の減となる一方、一般財源が182万8千円の増額となっているわけでございますが、その訳をお伺いしたいと思います。またあわせて10款5項4目のスポーツ交流センターでございますが、これにつきましても今回、1千612万円の減額となっているわけでございますが、その財源の中で、地方債は、1千830万円の減額となっているわけでございますが、一般財源が逆に、218万円増額となっています。

そこら辺のいきさつ等を御説明をお願いいたします。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はいそれぞれ担当課長から御説明申し上げます。

久保田町民課長

「議長」

議長

「久保田課長」

久保田町民課長

はい。

まず1点目、3款に関する非課税世帯に対する臨時特別給付金の関係について説明させていただきます。この事業につきましては、2口内容があります。令和4年度に該当する分で、令和3年度に、支給対

<p>谷口建設環境課長 議 長 谷口建設環境課長</p>	<p>象外となっている方が対象になる事業と、10月12日に専決処分をいただいた5万円の2口の分があります。赤松議員さんが言われた分については、10万について、令和4年度分の3年度事業対象にならない方の対象者が、実績では71世帯出ております。3年度分と、4年度分の繰越した分の合計で、911世帯支給をし、10月12日専決処分、基準日が令和4年9月30日の5万円支給については、871世帯に対して支給をしております。内容につきましては、先ほど赤松議員さんが言われたように、当初設定、システムが導入する前に、対象者を簡易な方法で設定、抽出をし、プログラムが入った段階で、改めて対象者を抽出しております。しかしながら、実際に支給される方については、本人の申請に基づくものであったり、課税状況を個別に全部把握する必要があります。それについては、松野町のデータだけでは把握がしきれないもの、他市町に、特に問題になるのが、今回、対象者で、他市町の所在する住民の方の、例えば私であれば、また他市町のお父さんから扶養されてる場合、それは課税対象外という形になるんで、個別に本人の確定が必要、調査をする必要があるということで、その差の分が大きく出ているのが実態であります。</p> <p>対象者については個別全て把握しながら、対象者、100%なるよう支給をしたつもりであります。簡単で、説明、届いてないところがあるかもしれませんが、これで、説明を終わらせていただきます。</p> <p>「議長」</p> <p>「谷口課長」</p> <p>はい。</p> <p>8款土木費の、砂防費の関係について御説明いたします。</p> <p>事業費といたしましては、全体で1千337万2千円の減額となっている件でございますが、こちらに関しましては、この崖崩れ防災対策事業を実施する中で補助の裏財源として、緊急自然災害防止対策事業債を活用しておりますが、この起債計画が10月に締切りということで、額のほうを確定させていただいております。その後、事業の執</p>
--------------------------------------	--

行によって、現場によっては、事業の調整が必要となるものもございまして、事業費が増額になるものなどもございまして、町単独の財源が増えているものもございまして。

土木事業に関しましては、現場の条件等によって、設計から大幅に変わることもございますので、このような変更もこれからはあると思いますけれども、御理解いただいたらと思います。

森本教育課長
議 長
森本教育課長

「議長」

「森本課長」

はい。

10款スポーツ交流センター費の総額が減額になっておりますが、一般財源が増えている理由につきましては、屋根の改修を昨年夏にさしていただきまして、その屋根をはぐった後に、その屋根の土台を支える梁ですね、ねだ、というんですかね、木製のものがあるんですけども、これが経年劣化によりまして腐食をしておりました。それが追加工事として判明しましたので、別契約をさせていただいた関係で、事業費が増えたんですけども、こちらが起債のほうの対象に入らなかったということになりまして、一般財源の対応ということで一般財源が増えている、ということになっております。

以上です。

7 番 赤 松
議 長
7 番 赤 松

「議長、7番」

「赤松議員」

それぞれ説明いただいたんですが、2番、3番のほうは、およそ分かったんですが、1番の臨時特別給付金ですね、これ中身はなかなか複雑なようでございますが、一口に言ったら、220世帯が、実績71世帯になっている、この理由ですね、この大きな理由。詳細を言えば、いろいろと要素があろうと思うんですけど、一口に言ったら、どういうふうに理解をしたらいいのか、今の説明では、ちょっと分りかねるのがあるんですけど、何かもう少し分りやすい、端的に説明をいただいたらと思うんですけど。

議	長	ここで、しばらく休憩します。 (休憩 11:46 ~ 再開 11:59)	(11:46)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。	(11:59)
久保田町民課長		「議長」	
議	長	「久保田課長」	
久保田町民課長		3款の関係で、非課税世帯に対する臨時特別給付金の関係です。 内容については、令和3年度から繰越し分、先ほど質問がありました1030世帯、当初上げさせていただきました。補正において100名、システム抽出して、ということで100名減額して、なおかつそれから人数が減ってるということですが、その差異につきましては、他市町の扶養の確認が必要であり、他市町の附表連携をさせていただいた上で調査した結果、それからおかつ100名近く減額した理由が第1点、令和4年度の対象分の、令和3年度対象以外のもの、71世帯支給決定の分につきましては、対象者、当初220世帯を見込んでおりました。この差異につきましても、先ほど申し上げたように、他市町の扶養確認が必要な対象者が、その差異であります。 10月12日の専決処分で行った5万円分につきましては、当初1000名対象とし、結果的に871世帯が支給をさせていただいた内容になりますが、この内容につきましても同様な理由であります。 以上、説明を終わります。	
7番	赤松	はい。了解しました。	
議	長	これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第12号は、即決したいと思います。	
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第12号は即決することに決定しました。	

議	長	<p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第12号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 多数)</p>
議	長	<p>起立多数です。</p> <p>したがって、議案第12号「令和4年度松野町一般会計補正予算第8号」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>ここでしばらく休憩します。 (12:03)</p> <p>(休憩12:03 ～ 再開13:28)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (13:28)</p> <p>続いて、議案第13号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第13号は、即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第13号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>

議 長	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第13号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第13号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、議案第14号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第14号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第14号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第14号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第14号「令和4年度松野町国民健康保険中央診</p>

議	<p>療所特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第15号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第15号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第15号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第15号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第15号「令和4年度松野町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>続いて、議案第16号についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p>
議	<p>ただいま議題となっております議案第16号は、即決したいと思います。</p>

		ます。
		御異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、議案第16号は即決することに決定しました。
		続いて、本案に対する討論を行います。
		まず、原案に反対者の発言を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。
		(賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。
		これから、議案第16号を採決します。
		本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
		(起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。
		したがって、議案第16号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。
議	長	日程第20 議案第17号「動産の買入れの変更について」を議題とします。
		町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	それでは議案第17号「動産の買入れの変更について」提案理由を御説明申し上げます。
		本案は、アウトドアスポーツの聖地化を目指す取り組みの一環として、ボルダリング競技の設備である可動式ホルダリングボードの購入にあたり、納期限を令和5年3月10日から令和5年3月31日に変更するものであります。

		<p>納期限変更の理由は、可動式ボルダリングボードの製造地であるブルガリアから日本に海上輸送する際、昨今の海外情勢により、船舶輸送が非常に不安定な状況にあり、日本に到着する期日が大幅に遅れているためです。</p> <p>動産の買入れの変更に当たり、地方自治法第96条第1項第8号、並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第17号は即決したいと思います。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第17号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第17号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>

議 議	長 長 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第17号「動産の買入れの変更について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第21 議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、日程第27 議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」までの7会計の、令和5年度予算を一括議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明並びに予算編成方針の説明を求めます。</p>
坂本町 議	長 長	<p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、議案第18号から第23号まで、令和5年度松野町一般会計予算ほか、特別会計5会計及び公営企業会計の当初予算の概要並びに町政の基本方針と重点施策について御説明申し上げます。</p>
坂本町 長	長	<p>まず、国の予算編成の動向でございますが、令和5年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2022などに沿った取り組みを着実に進めていくために、足元の物価高を克服しつつ、経済再生の実現に向けて、人への投資を強化し、科学技術イノベーションスタートアップ、デジタルトランスフォーメーションやグリーントランスフォーメーションといった成長分野への大胆な投資、少子化対策、子ども政策の充実を含む法節社会の実現による新しい資本主義の加速や外交、安全保障環境の変化への対応、防災減災、国土強靱化などの国民の安全安心の確保をはじめとした重要な政策課題に、予算を重点配分することとしております。</p> <p>また、歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするため、新経済財政再生計画の改革工程表を策定し、目的を明確にした上で、合理的根拠に基づき、政策を企画立案するEBPMや計画実行評価改善のプロセスを循環するPDCAの手法を取り入れ、効果的効率的な支出を徹底する予算措置を講じることとされています。その結果、国の令和5年度一般会計予算は、114兆3千812億円、前年度比6</p>

兆7千848億円6.3%増となり、11年連続で過去最大を更新しております。

こうした中で、地方財政対策におきましては、国の一般歳出の取り組みと基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、前年度比1千500億円0.2%増の6兆1千635億円と令和4年度を上回る額を確保し、そのうち地方交付税は、前年度比3千73億円1.7%増の1兆8千361億円を配分することとしております。町の財源不足の縮小などを受けて、臨時財政対策債は9千946億円で、前年度比7千859億円44.1%の減と大幅に抑制されたところであります。

次に県の当初予算は、長引くコロナ禍や不安定な国際情勢をはじめ、想定を上回るスピードで進む人口減少と、革新的なデジタル技術の進化など、愛媛県を取り巻く大きな変動要因をしっかりと捉え、新たなステージにおける諸課題に対応し、施策の重点化を図りながら的確に対応することとしております。

まず人口減少対策としては、地域全体で危機感を共有し、企業、事業者の変革や成長を促しながら、自然減と社会減の双方に歯止めをかける人口減少対策を、地域を構成する全ての主体が協働して展開することとしております。また、DXの推進では、行政サービスの向上に向けた行政のDX、生活の質や利便性の向上を目指す暮らしのDX、産業競争力の強化を図る産業のDXと、それらを支えるデジタル人材の育成を一体的に推進することとしております。

更に、防災減災対策として、西日本豪雨災害からの復興に加え、南海トラフ地震への備えを進めるとともに、地域防災力の向上を図るなど、防災減災対策を推進するほか、地域経済の活性化策では、実需を創出する営業活動を展開し、事業者の海外展開の取り組みを後押しするとともに、新事業の創出や創業の促進、国内外からの誘客促進に取り組むこととしております。

また、新型コロナウイルス関連事業として、感染症法上の位置づけ

変更による影響を見極めながら、医療検査体制の確保や社会福祉施設の感染対策のほか、アフターコロナへの対応施策を実施することとしております。

このような編成方針のもと、令和5年度の県の一般会計予算は、7千69億円、前年度比36億円0.5%増となり、過去最大規模の大型予算となっております。

それでは、町の重点施策と予算編成方針でございますが、令和5年度の一般会計当初予算は、引き続き新型コロナウイルス感染症などへの対応を最優先とし、感染法上の対策や物価高騰への対応を図るほか、新庁舎を核としてウィズコロナ、アフターコロナの新しい社会生活を見据え、社会活動や地域コミュニティの回復を図りつつ、SDGsの視点を取り入れ、自治コミュニティの存続のための取り組みや消防防災力の一層の強化に努め、健康福祉及び子育て支援施策の充実と農林業、商工業、観光産業活性化施策の展開、ICT教育の更なる充実と文化生涯スポーツの普及推進を図るため、第5次松野町総合計画及び第2次森の国まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業を中心に予算編成を行っております。

庁舎及び防災拠点施設建設事業が完了したことから、予算規模としては、前年度比3億8千万円8.9%減となるものの、地方創生と町が抱える懸案事項への対処を主眼とした結果、総額38億7千万円の積極的な予算編成としたところであります。

また、特別会計5会計の当初予算規模については、17億3千67万5千円で、公営企業会計は、1億3千376万9千円、全ての会計を合わせた当初予算規模は、前年度比3億8千46万7千円6.2%減の予算編成としております。

本町においては、町政の基本理念であります、「小さな町の大きな挑戦」に、新たに「桃源郷はここ松野にある」というフレーズをつけ加え、町内の各部落において50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、その中で自然や歴史文化、景観が次の世代に受け継

がれていくこと、そして、今を生きる住民が幸せを実感できるようになること、この3点を、まちづくりの目標に定めて各種事業に取り組むこととしております。

重点施策については、5項目を掲げており、まず1つ目は、健やかで生きがいに満ちた“森の国”、これは健康・福祉分野ですが、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと、健康で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、介護の連携のもと、地域包括ケアシステムの更なる進化を図って参ります。本年10月には、ねんりんピック愛顔のえひめ2023マラソン交流大会が、本町で開催予定であり、これを契機として健康づくり、予防活動、高齢者福祉、障害者福祉の充実による健康寿命の延伸につなげて参ります。

また、地域医療の中核である中央診療所の果たす役割は重要であり、住民に1番身近な地域医療機関としての充実を図り、より一層の健全運営に努め、特に長引く新型コロナウイルス感染症に対しては、5類感染症への移行という節目を迎えますが、引き続き町民の不安を払拭するためのサポート体制を堅持して参ります。

次に、2つ目のにぎわいと活気にあふれた“森の国”産業・雇用分野では、長引くコロナ禍の影響によって、依然として厳しい状況が続いている地域経済の再生に取り組んで参ります。

まず農業分野では、農地法及び農業経営基盤強化促進法などの改正を受け、農業委員会と連携して農地の有効利用、遊休農地対策を推進するとともに、重点施策に位置づける上家地部落再生事業の推進や地域農業の持続のために必要な農林土木事業の実施、集落営農の組織化、担い手の確保育成対策など将来に向けて、効果的な支援策の実施に努めることとしています。

また課題となっている有害鳥獣対策についても、実情に即した捕獲活動を展開するとともに、まつのジビエブランドの確立により、獣肉利活用を推進して参ります。

林業分野では、コロナ禍におけるウッドショックの林業情勢を見極

めながら、南予森林管理推進センターを基軸として、森林環境譲与税の有効活用によって、森林整備事業に計画的に取り組むとともに、即戦力となる林業担い手の確保と育成を図るとともに、まきステーションを中心とした木質バイオマスの継続的な活用も図っていくこととしています。

商工観光分野においては、商工会との連携のもと、中小企業の経営支援及び創業支援に取り組み、コロナ禍対応施策の継続により、地域経済の復興を進めるとともに、事業継承支援や地域内循環型の経済モデルの導入に向けた調査研究、企業誘致、留置対策、副業人材育成による雇用創出と労働力確保に取り組むこととしております。更に観光事業につきましては、地域資源や魅力を再発見、再認識し、磨き上げ、内外の情報発信や交流を促進し、地域化活性化を目指す観光まちづくりを推進して参ります。

次に、3つ目の安全で快適な暮らしの“森の国”環境・防災分野になりますが、ここでは、庁舎及び防災拠点施設を中心に、地域防災計画及び業務継続計画に基づく防災体制の充実を図って参ります。また、自主防災会の活動強化のため、地域住民や消防団などの関係機関と連携し、自助、共助、公助による地域防災力の向上、防災意識の高揚に努めるとともに、安全安心確保のための防災情報伝達手段の確保や交通安全対策、防犯活動を展開して参ります。

建設環境分野においては、急速に進むインフラの老朽化対策及び頻発化する自然災害から生命と財産を守るため、国土強靱化基本計画に基づき道路交通網や防災対策施設をはじめとしたインフラの整備及び長寿命化を図り、また美しい自然景観や生物多様性を保全していくため、資源の循環利用促進による廃棄物の処理、河川の水質浄化に努めるとともに、脱炭素社会の形成に向けた再生可能エネルギーの普及促進などの取り組みを強化して参ります。

水道事業におきましては、公営企業会計への移行による経営基盤強化を図るとともに、喫緊の課題である水道施設、管路の耐震老朽化対

策を推進して参ります。

更に人々の暮らしを支えるJR予土線及び民間バス路線の利用促進、存続の公共交通対策や定住に向けた多様なニーズに対応できる住環境対策について積極的に取り組んで参ります。

次に4つ目の子どもたちの夢が広がる“森の国”教育・子育ての分野では、子どもたちの教育環境の充実を町の最重要課題と位置づけ、ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育む、地域とともにある学校教育を創造する、この理念を学校と地域が共有し、心と身体と知恵を育む学校教育を推進します。

また、生涯学習及び生涯スポーツの推進、公民館活動の充実、歴史文化の保存活用など、全ての世代が興味を持って参加できる環境を創出することによって、文化意識の向上や心身の健康増進、ひいては町の活性化につなげていく所存です。

更に、全ての教育活動において、人権尊重の理念を基礎に置き、部落差別をはじめとするあらゆる差別偏見の解消を目指し、お互いの人権が尊重される明るく穏やかな森の国まつのを創造して参ります。

子育て支援の施策の推進では、子ども子育て支援事業計画に基づき、子どもが心身ともに健やかに成長できる保育教育の環境づくり、支援の拡充を図り、安心して暮らし育てることのできる環境づくりに取り組みます。

最後に5つ目の揺るぎない行財政基盤の“森の国”行革・協働の分野でございますが、我が国の景気は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつあり、緩やかな持ち直しが続いている一方、不安定な国際情勢の影響を受け、景気後退が懸念されるなど、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

このような中で、様々な行政課題に的確に対応するためには、地方創生の諸施策を推進し、継続的で安定した行財政運営を行うことが重要であります。本町の財政は、生命線ともいえる地方交付税や譲与税などに依存し、この動向に大きく左右されやすい財政構造であるた

<p>議 長</p> <p>八十島副町長</p> <p>議 長</p> <p>八十島副町長</p>	<p>め、事業の選択と集中並びに効率的で効果的な行財政運営を進め、危機感を持った財政運営によって、持続可能な行財政基盤の確立に努めていくこととしております。</p> <p>新庁舎及び防災拠点施設につきましては、供用開始後1年間経過し、交流スペースやJA松野支所の存在、各種会合の利用によって新たな人の流れ、交流の場が生まれております。今後更に効率的できめ細やかな行政サービスの提供に努め、町民に親しみやすい役場づくりを目指して参ります。</p> <p>更に、行政全般におけるDXの導入促進により、行政効率化を進めるとともに、地域の集落機能の維持と特色ある地域づくりのため、引き続き住民自治活動に対する支援を継続することによって、協働のまちづくりを進めていく所存です。</p> <p>以上、当初予算の編成における町政の基本方針と重点施策を述べましたが、会計別予算の概要などにつきましては、この後副町長から説明をいたします。</p> <p>よろしく御審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。</p> <p>町長の提案理由の説明並びに予算編成方針の説明が終わりました。続いて、副町長から全会計にわたり総括説明を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「八十島副町長」</p> <p>それでは町長の説明に引き続き、私から、資料10ページ以降の「各会計別当初予算の概要」について要点を押しえながら説明を申し上げます。</p> <p>まず、「1全体会計の一覧」をご覧ください。</p> <p>令和5年度の一般会計及び特別会計5会計並びに企業会計の水道事業会計を合わせた当初予算総額は、前年度比3億7千946万7千円6.2%減の57億3千544万4千円となっております。</p>
---	---

このうち、一般会計の当初予算は、庁舎及び防災拠点施設建設工事が完了したことから、予算規模としては、前年度比3億8千万円8.9%減となるものの、引き続き新型コロナウイルス感染症等への対応を最優先とし、感染防止対策や物価高騰への対応を図るほか、新庁舎を核として、ウィズコロナ、アフターコロナの新しい社会生活を見据え、町民との協働のまちづくりを推進するため、総合計画及び総合戦略等に基づき、ふるさと創生につながる施策の展開を図ることとし、予算総額38億7千万円の積極的な予算編成としたところです。

また、特別会計5会計の予算規模は、17億3千167万5千円で、令和5年度から公営企業会計へ移行した水道事業会計は1億3千376万9千円となり、両会計の合計では、前年度比53万3千円の増で、前年度とほぼ同規模の予算総額となっております。

12ページをお開きください。

一般会計予算の歳入の状況について、主なものを説明いたします。

表の右側に昨年度と比較した主な増減理由を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

まず、自主財源のうち、1款町税につきましては、前年度とほぼ同額の2億8千411万3千円となっております。詳細につきましては、後ほど、説明をさせていただきます。

次に、12款分担金及び負担金は、老人保護費負担金や保育所保護者負担金の増等により、48.8%増の1千120万7千円。

13款使用料及び手数料は、庁舎使用料等の減により、1.1%減の4千602万3千円を、18款繰入金は、新庁舎及び防災拠点施設建設事業の完了によりまして、庁舎建設基金繰入金が減となる一方、財源不足への対応に伴う財政調整基金繰入金の大幅な増により、25.3%増の1億2千362万1千円を計上をしております。

19款繰越金は、最終の財源調整といたしまして、前年度同額の6千万円を計上し、20款諸収入は、数値情報化システム航空写真更新事業費負担金の減により、22.3%減の3千705万4千円として

おります。

次に表の下段になる依存財源のうち、2款地方譲与税から9款地方特例交付金、11款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画の伸び率等を参考にして予算を計上をいたしております。

10款地方交付税は、前年度比9千500万円4.7%増の21億1千万円を計上しておりまして、歳入全体の54.5%を占めております。この詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

4款国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や道路局所管補助金の減等によりまして、前年度比37.1%減の2億4千599万7千円。

15款県支出金は、がけ崩れ防災対策事業費やえひめの未来チャレンジ支援事業費補助金、各種選挙委託金の減等により12.3%減の2億6千580万7千円としております。

最後の21款町債は、37.2%減の5億2千172万4千円の発行を見込んでおりまして、総予算に占める割合は13.5%となっております。この件につきましても後ほど説明をいたします。

資料13ページ14ページをお開きください。

「① 町税の明細」について改めて、詳しく説明いたします。

町税全体では、2億8千411万3千円、前年度との比較では4万円の減を見込んでおります。

本町では、町税のうち個人分は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、減収となる個人事業者が増える見込みではありますが、これまでの所得環境の改善傾向を受けて増収となる一方、法人分は企業収益の減により減収を見込み、固定資産税については、土地・家屋の評価替えの影響により減収を見込んでおります。また、軽自動車税は、環境性能割対象車両の増加により増収となり、たばこ税については、近年の実績等により減収になると見込んでおります。結果、町税全体では、前年度とほぼ同額程度になると試算しておるところです。

町税のうち直接税では、特に町民税は、前年度比0.5%増の1億

407万2千円、固定資産税は、0.4%減の1億3千852万9千円、軽自動車税は、3.0%増の1千737万円を見込んでおります。

また、間接税のうち、たばこ税は、2.3%減の2千210万円と推計しているところでございます。

続いて15ページをご覧ください。

「②地方交付税の明細」について、詳しく御説明をさせていただきます。

令和5年度の地方交付税は、21億1千万円、前年度比9千500万円4.7%の増で、臨時財政対策債を含めると、前年度比7千774万4千円3.8%増の21億2千152万4千円を計上したところでございます。

地方交付税の算定の基礎となる、令和5年度の地方財政計画では、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域社会のデジタル化や脱炭素化の推進など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度比1千500億円0.2%増の6兆1千635億円を確保されたところでございますが、

地方交付税の補完措置であります、臨時財政対策債が大幅に抑制されているため、実質的な地方交付税は4千786億円の減とされております。

本町では、近年の大型建設事業の財源として、多額の起債を発行したことにより、平成29年度から償還金が増加に転じ、これに連動して地方交付税への公債費算入額が増加するとともに、地域社会のデジタル化を集中的に推進するための地域デジタル社会推進費が引き続き措置されるほか、マイナンバーカード利活用特別分の経費が計上をされております。更に地域社会再生事業費や地方創生に対応した地方創生推進費についても引き続き計上されていることなどにより、1.3%増の19億9千800万円余りになろうと推計をしているところでございます。

下段の表、「5年度」の欄、着色をした部分をご覧いただきたい
と思います。令和5年度当初予算では、財源調整の結果、普通交付税
の計上額を、交付見込額である19億9千822万1千円に対し、1
9億7千万円とし、交付見込額との差額であります2千820万円余
りにつきましては、今後の補正の財源として保留している状況にござ
います。

特別交付税につきましては、今年度の交付見込額に地方財政計画の
推計伸び率や地域おこし協力隊員数、移住・定住施策、特定地域づく
り事業、松丸高校プロジェクト事業等に要する経費などを勘案し試算
をしましたところ、前年度比11.7%増の1億5千838万7千円
と推計しておりまして、このうち、前年度比1千万円増の1億4千万
円を予算計上をしております。

次に、臨時財政対策債につきましては、地方財源不足の縮小に伴い、
地方債計画でも大幅な減額となっているため、計画に示された市町村
分の伸び率を用いて、前年度比43.9%減の1千152万4千円と
しております。

また、16ページには、過去10年間の地方交付税等の推移を掲載
をしておりますが、近年は大幅な削減もなく安定して推移をしてい
るところでございます。

次に17ページをご覧ください。

こちらには、一般会計における主要な基金の明細を掲載をしており
ます。

まず、財政調整基金は、平成28年度までは、行財政改革の効果や
地方交付税の回復などの影響により、財源留保のために積立てを行う
ことができまして、28年度に一部取り崩しを行ったものの、年度末
残高も過去最高の9億円を超えておりました。しかしながら、翌29
年度からは財源不足が生じ、令和元年度までは取り崩しを余儀なくさ
れております。令和2年度から3年度につきましては、新型コロナの
影響等による各種事業の取り止めや、地方交付税の大幅な増加等もあ

りまして、取り崩しが不要となり、また、令和4年度も当初予算では取り崩しを計画をしておりましたけれども、交付税の増や決算見込みにより、取り崩しを取りやめるようにし、令和3年度決算時での剰余金の2分の1相当額と、歳出予算における利子相当額の合計1億3千625万7千円の積み立て分を加算した令和4年度末の財政調整基金残高は、1億66万円となる見込みであります。

次に、庁舎建設基金は、平成25年度に基金を造成し、令和元年度から事業推進に必要な財源として充当をしておりましたが、新庁舎及び防災拠点施設建設事業の完了に伴い、令和4年度をもって廃止することとしております。

次に減債基金につきましては、今年度末残高が1億1千530万円余りとなっており、今後、将来の公債費負担に対応し、年度間の償還費平準化の財源とすることとしております。

続いて資料18ページをご覧ください。

「④町債の明細」について、説明をいたします。

この表は起債種別ごとの発行予定額、交付税還元率等について示しているものでございまして、表の最下段、水色で着色しております部分にありますように、令和4年度末の残高見込額は58億5千233万2千円で、令和5年度中の借入予定額と償還予定額を加除した令和5年度末の残高見込額は58億3千857万6千円と見込んでおります。

令和5年度中の借入の予定額でございますけれども、上から順に、緊急自然災害防止対策事業債は、8ヶ所分のがけ崩れ防災対策事業及び6ヶ所分のがけ崩れ防災事業に係る測量試験費に6千320万円の発行を見込んでおり、緊急防災・減災事業債は、防災等情報伝達設備更新事業外3事業に1億460万円、辺地対策事業債は、葛川沈下橋橋梁修繕事業に230万円、過疎対策事業債では、ハード分として、森の国ぽっぽ温泉大規模改修事業外22の事業に2億3千740万円、ソフト分としては、各部落が自主的に地域づくりを推進していく

ための地域づくり交付金事業や結婚・出産祝金、住宅建築奨励金などの移住定住施策などの政策的な事業、全19事業に対して1億270万円の発行を見込んでおります。

臨時財政対策債は1千152万4千円で、地方財源の補てん措置として地方財政法で発行が認められている起債であり、備考欄に記載のとおり、全て交付税で還元をされます。

また、下段には、地方債現在高の推移を掲載しておりますが、近年は大型建設事業の実施に伴い増加傾向にあり、中長期的な視点での総額抑制と還元率の高い有利な起債獲得に努めなければならないと考えております。

なお、今後は令和4年度末残高をピークに減少傾向で推移する見通しとなっております。

続いて資料19ページをお開きください。

ここからは歳出の説明資料となっております。

一般会計款別の歳出予算額と構成比、前年度との比較増減の状況を掲載をしております。時間の都合上、特徴的なもの、増減の特に大きい項目のみ説明をさせていただきます。

2款総務費は、防災等情報伝達設備更新事業費や地域公共交通会議事業費補助金などが増となる一方、庁舎建設事業費の大幅な減額により、前年度比32.3%減の8億4千208万5千円を計上をしております。

3款民生費は、老人保護措置費や高齢者共同生活住宅低圧化改修事業費、ねんりんピック実行委員会補助金の増等により、7.5%増の8億3千206万5千円となっております。

20ページをご覧ください。

6款農林水産業費は、経年劣化等に伴う防除装置やトマトハウスB棟の養液装置など農林公社施設整備事業費の増などによりまして、5.4%増の3億2千895万1千円を計上をしております。

7款商工費は、森の国ぽっぽ温泉大規模改修事業費やDMO設立支

援委託事業費が増となる一方、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました地域応援商品券事業費や観光宿泊事業者応援事業費等の減により6.4%減の2億3千162万8千円を、8款土木費には、道路舗装繕事業費や町道延行線改良事業費が増となる一方、橋梁修繕事業費の減などにより、7.3%減の4億1千150万円を計上をしております。

9款消防費は、耐震性貯水槽整備事業費や延野々消防車庫建設事業費の増により148.7%大幅増の8千973万8千円を、続いて21ページをご覧ください。

10款教育費は、スポーツ交流センター屋根改修事業費や河後森城跡環境整備事業費の減などによりまして、19.0%減の3億969万8千円を計上をしております。

11款災害復旧費は、林道小唐井線災害復旧事業の完了に伴い99.9%減3千円の存置の計上とさしていただいております。

12款公債費につきましては、1.9%増の5億4千799万3千円を計上しております。公債費に関しては、近年、大型建設事業の実施に伴い多額の地方債を発行したことにより、平成29年度を起点として増加をしておりまして、中長期財政計画における試算によりまして、令和10年度には6億2千万円台まで増嵩する見込みとなっております。今後におきましては、事業の緊急性等を考慮し、真に必要な建設事業の厳選により、地方債の発行抑制に努める所存でございます。

22、23、24ページには、歳出の性質別内訳及び投資的経費の明細について、それぞれ増減理由等をまとめております。

特に性質別分析の義務的経費においては人件費が職員の補充、人事院勧告による給与改定等により3千600万円程度増加をしております。令和6年度以降において会計年度任用職員の待遇改善として勤勉手当の創設が予定をされておりますし、義務的経費の増嵩には意を払う必要があり、定員適正化計画のもとに人員管理に努める所存でござ

ざいます。

以下につきましては、これまでの説明と重複いたしますので、説明を省略をさせていただきます。後ほどお目通しをお願いします。

一般会計の説明は以上でございますが、25ページから27ページにかけては、特別会計に関して、歳入、歳出の主な項目に区分し、過去8年間の決算と令和4年度の決算見込み、令和5年度の予算計上額を取りまとめております。そのうち、令和5年度の歳入、歳出予算の概要について説明を申し上げます。

25ページをご覧ください。

まず、「(1)国民健康保険特別会計」の予算規模は前年度比1.3%減の5億8千700万円としております。

平成30年度より国民健康保険の財政運営の責任主体が愛媛県へ移行し、これまで市町単位で行われてきた運営が広域化され、安定的な財政運営と効率的な事業運営が展開をされております。国保会計は、医療費の動向が重要な要素であります。歳入のうち保険税収入は、4年度決算見込みと比較して2.1%減の6千331万3千円と推計し、歳出のうち、保険給付費については、5年度は、新型コロナウイルスの影響による医療機関等への受診控えも徐々に回復するであろうこと、また保険給付費は年々増加傾向にあることから、4年度の決算見込みに比べ7千902万6千円の増と推計をしております。

今後も、特定健診の受診率向上対策や予防活動を充実させることによって、町民の健康増進と医療費の抑制を図り、健全財政を維持することが重要であると考えております。

次に、「(2)中央診療所特別会計」の当初予算の規模は、2.5%減の3億1千400万円としております。

主な要因は、令和4年度の人事院勧告による期末・勤勉手当等人件費は増加する一方、内視鏡システム等の備品購入費が減額となったことによるものです。

診療所においては、新型コロナウイルス感染症対応をはじめとし、

地域医療を取り巻く環境は依然厳しさを増しているところではありますが、羽生田医師を中心に、自治医科大卒の医師や医療スタッフが一人丸となって診療所を運営をしております。中央診療所が、住民に親しまれ信頼される地域医療機関として、患者のニーズに対応した親切かつ適正な医療サービスの提供と、予防からリハビリまでの包括医療の推進に努めるとともに、健全経営にも注力することが重要であると考えております。

26ページをご覧ください。

続いて、「(3)住宅新築資金等貸付事業特別会計」の予算規模は、56.4%減の17万5千円であります。主な要因は、住宅新築資金等償還システムデータ委託事業の完了によるものです。

当会計は、令和3年度決算の3千976万3千円の赤字額について、滞納者に対し、現地相談も含め、督促と電話等での納付を促すなど、滞納整理に努めました結果、4年度決算では3千796万6千円と、179万7千円減少したところであります。しかしながら依然会計は厳しい状況でありまして、今後も返済方法等の相談業務に努め、計画的な滞納解消に向けた協議を行って参ります。赤字額の解消は、未収金を回収する以外に方法がありませんので、法的な措置も踏まえ、積極的な対策に取り組むことが重要であると考えております。

続いて、「(4)介護保険特別会計」であります。当初予算の規模は0.5%減の7億5千600万円あります。

歳入のうち保険料は、4年度の決算見込みに対し、1千752万6千円17.4%増の1億1千822万7千円を見込み、支払基金交付金は、1千404万6千円8.1%増の1億8千823万2千円、国県支出金は、2千182万7千円7.6%増の3億1千90万2千円としております。

また歳出のうち保険給付費は、4年度の決算見込に対し、5千284万8千円8.5%増の6億7千601万2千円と見込んでいます。

27ページをご覧ください。

次に「(5)後期高齢者医療保険事業特別会計」の予算規模は、1.3%減の7千450万円としております。

歳入は、保険料3千920万5千円、一般会計からの繰入金3千113万2千円などで構成をされ、歳出では広域連合への納付金6千962万5千円が主な内容となっております。

最後に「(6)簡易水道特別会計」につきましては、令和5年度から公営企業会計へ移行し、本表においては、令和3年度までの決算、4年度の決算見込みを記載をさしていただいております。

本会計については、事業収入をもって全ての支出を賄える実質的な独立採算であります。

人口減少が進行する中、4年度の実質収支は1千995万1千円の黒字の見込みで、この実質収支から3年度の実質収支を差引いた単年度収支も435万7千円の黒字となっております。

続いて28ページをご覧ください。

令和5年度から公営企業会計に移行した「水道事業会計」について御説明をします。

まず第3条予算ですが、水道事業の収益的収入及び支出の部、収入において、簡易水道事業収益の予定額を1億1千14万6千円としております。

内訳といたしましては、主に水道料金となる営業収益は、9千612万1千円計上をするほか、一般会計からの補助金等である営業外収益は、1千401万5千円、特別利益は1万円を計上をしております。

次に支出につきましては、簡易水道事業費用の予定額を1億919万7千円としております。

内訳は、水道施設の管理等に要する経費である営業費用は、8千653万9千円を計上するほか、企業債の償還利息、消費税の営業外費用は799万2千円を計上し、将来発生する特定の費用や損失に備える引当金の予算となる特別損失は966万6千円、予備費は、500

議 長	<p>万円を計上をしております。</p> <p>続いて、第4条予算、資本的収入及び支出の部の収入につきましては、資本的収入の予定額を1千318万1千円としており、内訳は出資金で、予算額の1千318万1千円は、地方公営企業繰出基準に基づき一般会計からの企業債の償還元金を計上するものであります。</p> <p>次に支出につきましては、資本的支出の予定額を、2千457万2千円としております。</p> <p>建設改良費は、水道施設の整備に要する経費として1万1千円を計上し、企業債償還金は、2千456万1千円としているところでございます。</p> <p>簡易水道事業につきましては、施設の老朽化に伴う経費の増加や人口減少に伴う水道使用料収入の減少といった将来的な課題に対し、中長期的な視点に立った経営基盤の強化や財政マネジメントの向上が求められております。公営企業会計移行後におきましても、簡易水道事業の適正な運営を図り、健全経営に努めて参りたいと思っております。</p> <p>資料29ページから69ページは、予算審議の効率化を図るため、町の重点施策5項目、それぞれ施策区分ごとに、主要な新規事業・拡充事業の概要や目的、事業費、財源内訳等をまとめておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、予算審議の参考としていただければと思っております。</p> <p>以上、長くなりましたが、令和5年度一般会計及び特別会計並びに企業会計の当初予算の概要について、私からの説明とさせていただきます。</p> <p>副町長の総括説明が終わりました。</p> <p>これから、各会計に対する質疑を行います。</p> <p>まず、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
	議 長

議	<p>続いて、議案第19号「令和5年度松野町国民健康保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>次に、議案第20号「令和5年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第21号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>次に、議案第22号「令和5年度松野町介護保険特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>続いて、議案第23号「令和5年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>最後に、議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」についての質疑を行います。</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議	<p>これで、当初予算7会計に対する質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております、議案第18号から、議案第24号までの各案は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

議	長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第18号「令和5年度松野町一般会計予算」以下、議案番号の順を追い、議案第24号「令和5年度松野町簡易水道事業会計予算」までの各案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。</p>
議	長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 (14:33)</p>
議	長	<p>本日は、これで散会します。 (14:34)</p>